

第 1 章 基本的事項

第 1 節 計画の趣旨と改定の背景

1. 計画の趣旨

「大村市環境基本計画」は、「大村市環境基本条例(以下「条例」という。)」条例第 3 条の基本理念及び条例第 7 条の施策の基本方針の実現に向けて、条例第 8 条に基づき策定するものです。

大村市環境基本条例(平成 13 年 3 月 27 日条例第 1 号)抜粋

(基本理念)

- 第 3 条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である恵み豊かな環境が適切な状態で維持され、将来の世代へと引き継いでいかれるように行われなければならない。
- 2 環境の保全は、人と自然とのより良い共生が図られるように行われなければならない。
- 3 環境の保全は、資源及びエネルギーの有効な利用により、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会を形成するために行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、市民生活、事業活動等が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、市、市民及び事業者の協働により取り組まれなければならない。

(施策の基本方針)

- 第 7 条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 生態系及び生物の多様性の確保その他の豊かな自然環境の保全を目指すこと。
- (2) 歴史的文化的な遺産の将来の世代への継承等を推進し、快適で潤いのある都市環境の保全を目指すこと。
- (3) 公害を防止し、市民の健康を守り、安全で、かつ、安心な生活環境の保全を目指すこと。
- (4) 資源の循環的な利用及びエネルギーの効率的な利用を促進するとともに、廃棄物の排出を抑制し、環境への負荷が少ない循環型社会（循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項に規定する循環型社会をいう。）の形成を目指すこと。
- (5) 地球温暖化の防止その他の地球環境の保全のための施策を積極的に推進すること。
- (6) 市、市民及び事業者の協働による環境の保全に関する取組みを推進すること。

(環境基本計画)

- 第 8 条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 環境の保全に関する配慮の指針
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画に市民及び事業者の意見が反映されるように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、大村市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

2. 計画改定の背景

大村市では、2001（平成 13）年 3 月に「大村市環境基本計画（以下「第一次計画」という。）」を、2013（平成 25）年 3 月に「第二次大村市環境基本計画（以下「第二次計画」という。）」を策定し、環境保全に関する施策を総合的に進めてきましたが、計画策定時から環境問題を取り巻く社会情勢は大きく変化し、より一層の取組が求められています。

また、国の環境基本計画が目指すべき持続可能な社会の姿も変化してきました。国の「第二次環境基本計画（2000〔平成 12〕年）」では、持続可能な社会を「循環」と「共生」を基調とし、現在世代及び将来世代が共に環境の恵沢を享受できる社会としていました。しかし、東日本大震災後に閣議決定された「第四次環境基本計画（2012〔平成 24〕年）」では、持続可能な社会を「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が統合的に達成されるとともに、「安全」がその基盤として確保されている社会としています。

さらに、地球温暖化対策推進法の改正に伴い、脱炭素に向けた取組がこれまで以上に求められており、「第五次環境基本計画（2018〔平成 30〕年）」では、SDGs やパリ協定など国際的な潮流を踏まえつつ、環境政策による経済・社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の同時解決を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことを目指しています。

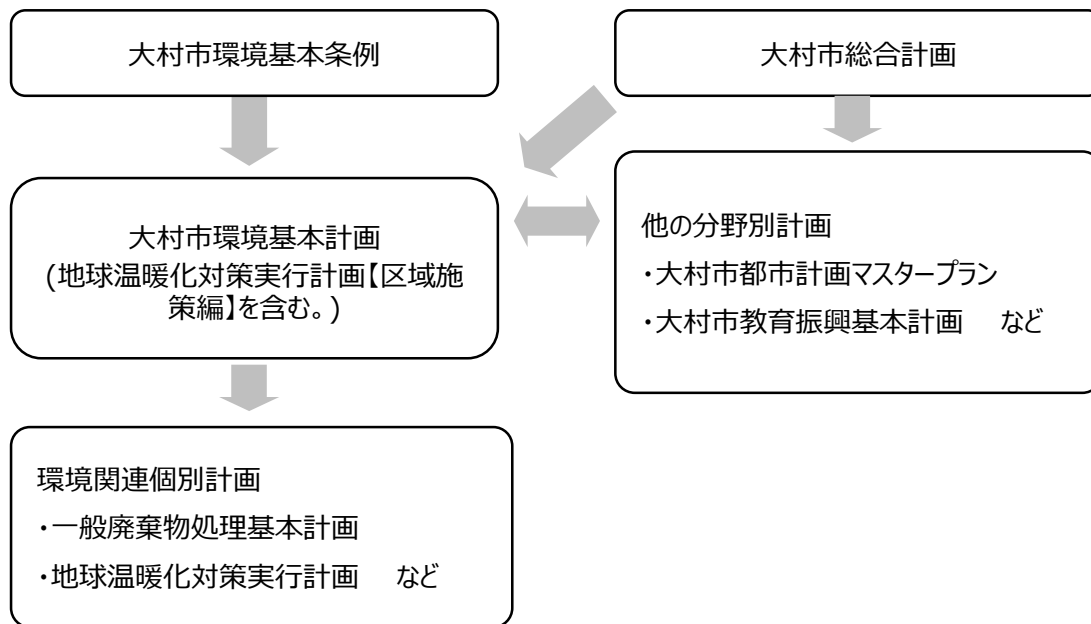
大村市ではこのような状況を踏まえ、前計画を改定し「第三次大村市環境基本計画（以下「本計画」という。）」を策定することにしました。なお、本計画には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく地球温暖化対策実行計画【区域施策編】を含めて策定しています。

また、2050（令和 32）年度までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、2023（令和 5）年 2 月に、「ゼロカーボンシティ^{※1}」を宣言しました。

※1 ゼロカーボンシティ：2050 年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを旨を首長自ら又は地方自治体として公表された地方自治体

第 2 節 計画の位置付け

本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。また、「第 5 次大村市総合計画」の環境部門における最上位計画として、同計画の将来像及び基本目標を環境面から実現するための計画です。



第 3 節 計画の目標年次

本計画は、10 年後の 2032(令和 14)年度を目標年度としつつ、「大村市総合計画」との整合を図りながら、施策の進行管理を図っていきます。

また、基本目標ごとに関連指標を設定し、5 年後の 2027(令和 9)年度までの取組状況を把握していきます。

なお、その結果をもとに、目標年度である 2032(令和 14)年度に向け、関連指標を含めた取組のあり方を見直していきます。

令和(年度)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
西暦(年度)	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
第三次大村市環境基本計画	開始年度				中間年度					目標年度